

生物ごとの特定飼養等施設の基準の細目等改正

1. *Mauremys sinensis* (ハナガメ)、*Mauremys sinensis* (ハナガメ) が *Mauremys japonica* (ニホンイシガメ) と交雑することにより生じた生物、*Mauremys sinensis* (ハナガメ) が *Mauremys mutica* (ミナミイシガメ) と交雑することにより生じた生物、*Mauremys sinensis* (ハナガメ) が *Mauremys reevesii* (クサガメ) と交雑することにより生じた生物

イ 特定飼養等施設の基準の細目

おり型施設等（施錠設備がないものを含む。）、擁壁式施設等、水槽型施設等（施錠設備がないものを含む。）又は移動用施設（施錠設備がないものを含む。）のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間

五年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間

輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

- (1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあったときはこれを閲覧させること。
 - (i) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由
 - (ii) 飼養等をした個体の識別措置の内容（現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。）
 - (iii) 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号
- (2) 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。
 - (i) 特定外来生物の種類
 - (ii) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量
 - (iii) 数量の増減に係る個体についての条件である(1)(i)から(iii)までに掲げる事項

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出

の方法

個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

2. *Japalura swinhonis* (スウィンホーキノボリトカゲ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目

おり型施設等、擁壁式施設等、水槽型施設又は移動用施設等のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間

五年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間

輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

- (1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあったときはこれを閲覧させること。
 - (i) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由
 - (ii) 飼養等をした個体の識別措置の内容（現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。）
 - (iii) 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号
- (2) 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。
 - (i) 特定外来生物の種類
 - (ii) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

(iii) 数量の増減に係る個体についての条件である(1)(i)から(iii)までに掲げる事項

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法

個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等による個体の係留等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

3. *Bufo melanostictus* (ヘリグロヒキガエル)、*Eleutherodactylus johnstonei* (ジョンストンコヤスガエル)、*Eleutherodactylus planirostris* (オンシツガエル)、*Kaloula pulchra* (アジアジムグリガエル)

イ 特定飼養等施設の基準の細目

おり型施設等、擁壁式施設等、水槽型施設等又は移動用施設のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間

三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間

輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法

個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの

下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

4. *Acheilognathus macropterus* (オオタナゴ)、*Tachysurus fulvidraco* (コウライギギ)、*Ameiurus nebulosus* (ブラウンブルヘッド)、*Pylodictis olivaris* (フラットヘッドキヤットフィッシュ)、*Silurus glanis* (ヨーロッパナマズ)、カワカマス科の全種、カワカマス科に属する種がカワカマス科に属する他の種と交雑することにより生じた生物、*Gambusia holbrooki* (ガンブスィア・ホルブロオキ)、*Neogobius melanostomus* (ラウンドゴビー)、*Lates niloticus* (ナイルパーチ)、*Morone Americana* (ホワイトパーチ)、*Gymnocephalus cernua* (ラッフ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目

水槽型施設等又は移動用施設のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間

三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間

輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法

個体又は個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識の装着又は掲出をし、かつ、当該措置の状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

5. *Mikania micrantha* (ツルヒヨドリ)、*Drosera intermedia* (ナガエモウセンゴケ)、*Ammophila arenaria* (ビーチグラス)

イ 特定飼養等施設の基準の細目

屋内栽培施設又は移動用施設(施錠設備がないものを含む。)のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間

三年間

- ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間
輸入、譲受け、引受け若しくは採取により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。
- ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法
個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。
- ホ 特定外来生物の取扱方法
- (1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、袋に入れること等の適切な逸出防止措置を講じ、速やかに特定飼養等施設に収容する場合は、この限りでない。
 - (2) 枯損した個体若しくはその器官又は飼養等をしないこととした個体若しくはその器官については、焼却処分すること。